

「水上オートバイ安全航行啓発活動（4月29日）」について ～天橋立エリアにおける水上オートバイ等の安全航行に向けて～

天橋立エリアの自治会、観光・漁業関係団体、マリン事業者、行政等の関係機関で構成する「天橋立海面利用安全対策協議会」では、水上オートバイ等の海面利用のルールを自主規制として定め、安全航行を促進してきたところです。

令和6年のマリンレジャーシーズンを前に、海面利用ルールの周知等を行うため、「水上オートバイ安全航行啓発活動」を実施しますので、当日の取材についてよろしくお願ひします。

1 水上オートバイ安全航行啓発活動

天橋立海面利用安全対策協議会の構成団体が連携し、天橋立エリアにおける水上オートバイ等の安全な航行を促進し、地元住民や観光客にとって安心、安全で快適な環境を実現するため海面利用ルール等の啓発を実施

2 日 時

令和6年4月29日（月・祝）午前11時から（1時間程度）（予定）

※ 悪天候の場合は中止します。

3 場 所

天橋立公園内（大天橋及び文珠水道周辺）

4 内 容

のぼり旗掲出等により、海面利用ルールの遵守をPR

5 その他

- ・ 一時着岸エリアの看板の設置、横断幕の掲示（11月末まで）
（※）大天橋に設置する横断幕については景観面に配慮した見直しを行っています。
（阿蘇海側：未設置、宮津湾側：サイズ縮小・デザイン変更）
- ・ 水上オートバイ利用者によるリストバンドの装着（11月末まで）

【本報道発表に関するお問合せ】

丹後広域振興局総務防災課 課長 高屋 電話 0772-62-4301

